

▼大気汚染に係る環境基準・指針(2)

令和8年3月31日現在

物質	ベンゼン	トリクロロエチレン (TCE)	テトラクロロエチレン (PCE)	ジクロロメタン
環境上の条件	1年平均値が $0.003\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。 〔 できる限り速やかに維持達成すること。 〕	1年平均値が $0.13\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。 〔 同左 〕	1年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。 〔 同左 〕	1年平均値が $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。 〔 同左 〕
測定方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法			
告示年月日	平成9年2月4日			平成13年4月20日